

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

—

ページ

訓令

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

—

規則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第二十八号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号へ中「第九条の三第七項」を「第九条の三第八項」に改め、同号ト中「第九条の三第八項」を「第九条の三第九項」に改め、同号チ中「第九条の三第九項」を「第九条の三第十項」に改め、同号リ中「第九条の三第十項」を「第九条の三第十一項」に改め、同号中レをツとし、ヨからタまでを力からソまでとし、同号ル中「第十二条の三第六項」を「第十二条の三第七項」に改め、同号ルを同号ワとし、同号ヌの次に次のように加える。

ル 第十二条第二項及び第四項の規定による産業廃棄物の事業場の外における保管に係る届出の受理

ヲ 第十二条の二第三項及び第四項の規定による特別管理産業廃棄物の事業場の外における保管に係る届出の受理

第六条第二項第三号に次のように加える。

ネ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下この号において「規則」という。)第八条の二十九の規定による報告書の受理

ナ 規則第八条の三十八の規定による報告書の受理

第六条第二項第八号へ中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同号ト中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改める。

第十条第一項第三十三号中レをソとし、ルからタまでをヲからシまでとし、ヌの次に次のように加える。

ル 第十条の三の規定による研修室の使用の許可

第十八条第一項第五号力中「ト、チ及びヨ」を「ニ、チ、リ及びワ」に改め、同号中力をヨとし、ルからワまでをヨからカまでとし、同号ヌ中「リ」を「ヌ」に改め、同号中ヌをルとし、ニからリまでをホからヌまでとし、ハの次に次のように加える。

二 第三十条第二項の規定による承認

第十八条第一項第三十六号イ中「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同号ロ中「第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改め、同条第三項第一号ロ中「(指定管理公園に係るものを除く。)」を削る。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項第三十六号及び第三項第二号ロの改正規定は、公布の日から施行する。

訓令

甲

○宮城県訓令甲第二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「都市住宅局長並びに」を削る。

第五条第一項の表部長の項中

建設交通局長	
を	
建設交通局長	
都市住宅局長	

に改め、同表建設交通局長又は都市住宅局長の項中、「又は都市住宅局長」を削る。
附則に次の二項を加える。

4 当分の間、第三条第二項、第四項及び第九項の規定により専決権限を有する者のうち、専門監（出納局の専門監を除く。）、課長補佐（総括担当）又は地方機関の副所長若しくは部長が置かれていないときは、これらの者の専決事項については、それぞれ課長又は所長（地域事務所副所長及び部長の専決事項にあつては、地域事務所所長。次項において同じ。）が専決することができる。

5 前項の規定により課長又は所長が専決することができることとされた事務について、第五条第一項の表課長の項、所長の項又は地域事務所所長の項に掲げる者が全て事故あるとき、又は置かれていないときは、あらかじめ当該課長又は所長の指定する職員がその事務を代決することができる。

別表第一市町村課長の専決事項の項第二号中、「市町村の合併の特例等に関する法律」を、「市町村の合併の特例に関する法律」に改め、同表総務部長の危機対策課に係る専決事項の項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第二条の規定による地震防災緊急事業五箇年計画の作成及び変更に係る関係市町村長への意見聴取及び内閣総理大臣への協議

別表第一情報政策課長の専決事項の項イ中、「行政機関等及び認定認証事業者等からの届出の受理並びに署名検証者」を、「署名検証者及び団体署名検証者」に改め、同項中ロ及びハを削り、ニをロとし、ホを削り、ヘをハとし、トからルまでをニからチまでとし、ヲを削り、同項フ中「署名検証者」の下に「及び団体署名検証者」を加え、同項ワを同項リとする。

別表第一環境生活部長の自然保護課に係る専決事項の項第三号中又をヲとし、リをルとし、チを又とし、トの次に次のように加える。

チ 国定公園における生態系維持回復事業計画の策定（第三十八条）

リ 国定公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の確認並びに認定及びその取消し（第四十一条）

別表第一自然保護課長の専決事項の項第三号中ナをムとし、ヨからネまでをシからラまでとし、カの次に次のように加える。

ヨ 国定公園における生態系維持回復事業の内容等の変更の確認及び認定（第四十一条）

タ 国定公園における生態系維持回復事業の実施状況等の報告の徴収（第四十二条）

別表第一環境生活部長の廃棄物対策課に係る専決事項の項第一号中、「ヲ、ワ、タ及びレ」を、「ワ、カ、ソ及びツ」に、「ナ及びブ」を、「ム及びウ」に改め、同号中ウをノとし、タからムまでをソからオまでとし、ヨをタとし、タの次に次のように加える。

レ 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定及びその取消し（第十五条の三の三）
別表第一環境生活部長の廃棄物対策課に係る専決事項の項第一号力中、「第十五条の二の六」を、「第十五条の二の七」に改め、同号力を同号ヨとし、同号ワ中、「第十五条の二の五」を、「第十五条の二の六」に改め、同号中ワをカとし、ホからラまでをヘからワまでとし、二の次に次のように加える。

ホ 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定及びその取消し（第九条の二の四）
別表第一廃棄物対策課長の専決事項の項第一号中、「ハからカまで、シからツまで及びブ」を、「ホからリまで、ル、カ、ヨ及びツ」に改め、同号中ホ及びヒを削り、ニをヘとし、ハをホとし、ロをハとし、ハの次に次のように加える。

二 許可を取り消された一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認（第九条の二の三）
別表第一廃棄物対策課長の専決事項の項第一号イの次に次のように加える。

ロ 一般廃棄物処理施設の定期検査（第八条の二の二）

別表第一廃棄物対策課長の専決事項の項第一号中リ及びブを削り、ルをリとし、リの次に次のように加える。

又 産業廃棄物処理施設の定期検査（第十五条の二の二）

別表第一廃棄物対策課長の専決事項の項第一号ヲを削り、同号ワ中、「第十五条の二の五」を、「第十五条の二の六」に改め、同号中ワをルとし、カを削り、同号ヨ中、「第十五条の二の五」を、「第十五条の二の六」に改め、同号中ヨをヲとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 許可を取り消された産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認（第十五条の三の二）

別表第一廃棄物対策課長の専決事項の項第一号中タを削り、シをカとし、ソをヨとし、ツ及びネを削り、ナをタとし、ラからオまでをシからネまでとし、同表国保医療課長の専決事項の項第一号中イを削り、ロをイとし、ハからトまでをロからヘまでとし、同表新産業振興課長の専決事項の項に次の一号を加える。

六 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関する次（こ）みやぎ高度電子機械産業集積形成基本計画及びみやぎ自動車関連産業集積形成基本計画に関するものに限る。

イ 事業高度化計画の承認（第十六条）

ロ 事業高度化計画の変更の承認及び承認の取消し（第十七条）

ハ 承認事業高度化事業者に対する報告の徴収（第二十三条）

別表第一産業立地推進課長の専決事項の項に次の一号を加える。

四 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に関する次のこと。

- イ 企業立地計画の承認（第十四条）
- ロ 企業立地計画の変更の承認及び承認の取消し（第十五条）
- ハ 承認企業立地事業者に対する報告の徴収（第二十三条）

別表第一経済商工観光部長の観光課に係る専決事項の項第七号を削り、同表観光課長の専決事項の項第七号中、「野宮場条例」の下に、「昭和四十八年宮城県条例第二十九号」を加え、同号イを削り、同号ロ中、「第八条」を、「第七条」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中、「第十条」を、「第八条」に改め、同号ハを同号ロとし、同表経済商工観光部長の海外ビジネス支援室に係る専決事項の項及び海外ビジネス支援室長の専決事項の項の次に次のように加える。

<p>農林水産部長 農林水産政策室</p>	<p>農林水産政策室長</p>
<p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に関する次のこと（食品関連産業等活性化基本計画に関するものに限る。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 事業高度化計画の承認（第十六条） ロ 事業高度化計画の変更の承認及び承認の取消し（第十七条） ハ 承認事業高度化事業者に対する報告の徴収（第二十三条） 	

別表第一農林水産部長の農林水産経営支援課に係る専決事項の項中、「農林水産部長」を削り、同表農林水産経営支援課長の専決事項の項第十六号を第十七号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）（第十八条の規定による資金の貸付け（第一条第二項に規定する就農支援資金のうち同項第二号に掲げるもの）の貸付けに限る。）

別表第一農業振興課長の専決事項の項第五号中、「平成七年法律第二号」を削り、同号ト中、「貸付け」の下に、「（農林水産経営支援課長の専決事項に係るものを除く）」を加え、同表農林水産部長の農産園芸環境課に係る専決事項の項第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百三十三号）第七條の三の規定による勸告及び命令

別表第一河川課長の専決事項の項第一号中トを削り、チをトとし、リからワまでをチからワまでとし、同号力中、「トまで、リ、ル及びヲ」を、「ハまで、チ、又及びル」に改め、同号力を同号ワとし、同表各所長の専決事項の項第十号中、「認定」の下に、「又は決定」を加え、同表仙南保健所長、塩釜保健所長、大崎保健所長、石巻保健所長及び気仙沼保健所長の専決事項の項第三号ル中、「第十五条の二の四」を、「第十五条の二の五」に改め、同号フから力までの規定中、「第十五条の二の五」を、「第十五条の二の六」に改め、同表地方振興事務所長の専決事項の項第三号中、「市町村の合併の特例等に関する法律の」を、「市町村の合併の特例に関する法律の」に改め、同号ハ中、「市町村の合併の特例等に関する法律施行令」を、「市町村の合併の特例に関する法律施行令」に改める。

別表第二出納局長の専決事項の項第六号中、「履行延期の特約等」を削り、同項第八号中、「登録」及び「及び取消し」を削り、同項第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、同表出納局会計課長の専決事項の項に次の一号を加える。

- 五 財務規則第百八十九条の規定による履行延期の特約等の承認
- 別表第二出納局契約課長の専決事項の項に次の三号を加える。
- 六 物品の取得又は役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者の登録及びその取消し
- 七 建設業法第二条第一項に規定する建設工事に係る調査、測量又は設計の委託に係る競争入札参加資格を有する者の登録及びその取消し
- 八 建設業法第二条第一項に規定する建設工事に係る競争入札参加資格を有する者の登録及びその取消し

別表第四水産漁港部長の専決事項の項第十三号チ中、「第十条の二」の下に、「第十条の三」を加える。

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第十五号中、「ホ、トからラまで及びオ」を、「ト、リからウまで及びヤ」に改め、同号中オをヤとし、ネからノまでをラからクまでとし、同号ツ中、「第十五条の二の五」を、「第十五条の二の六」に改め、同号ソを同号ナとし、同号シ中、「第十五条の二の五」を、「第十五条の二の六」に改め、同号ソを同号ネとし、同号レ中、「第十五条の二の五」を、「第十五条の二の六」に改め、同号レを同号ソとし、同号タ中、「第十五条の二の四」を、「第十五条の二の五」に改め、同号中タをソとし、ホからヨまでをトからレまでとし、二の次に次のように加える。

- ホ 産業廃棄物の事業場の外における保管に係る届出の受理（第十二条）
- ヘ 特別管理産業廃棄物の事業場の外における保管に係る届出の受理（第十二条の二）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第十五号ヤの次に次のように加える。

マ 管理票交付者の報告書の受理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下この号において「規則」という。）第八條の二十九）

ケ 電子情報処理組織使用事業者の報告書の受理（規則第八條の三十八）

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第五号カ中「ト、チ及びヲ」を「ニ、チ、リ及びワ」に改め、同号中カをヨとし、ルからワまでをヲからカまでとし、同号又中「リ」を「ヌ」に改め、同号中ヌをルとし、ニからリまでをホからヌまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 完成前の工作物の一部使用の承認（第三十條）

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一市町村課長の専決事項の項第二号、同表各所長の専決事項の項第十号及び同表地方振興事務所長の専決事項の項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。